

# 最新助成金情報

2020/6/13更新

誰が申請	種別	目的	制度の名称	制度の概要	窓口	制度詳細リンク先
労働者又は事業主	休業支援	休業手当を受けられなかった従業員の ために	休業支援金・給付金	4月1日から12月31日までの間に、事業主の指示により休業(休業手当の支払 なし)した中小企業の労働者。  支給額:休業前賃金の8割×休業実績(暦日数-労働した日又は労働者の事 情で休んだ日) (1日あたりの上限は11,000円) 申請期間:9月30日まで(休業した期間:4月~6月) 10月31日まで(休業した期間:7月) 11月30日まで(休業した期間:8月) 12月31日まで(休業した期間:9月)	○お問い合わせ コールセンター 0120-221-276 受付時間 月~金 8:30~20:00 土日祝 8:30~17:15 ○申請先(郵送) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 担当	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html">厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html</a>
事業主・個人事業主	家賃軽減	コロナで売上が減少した	家賃支援給付金	緊急事態宣言の延長等により、令和2年5月~12月のうち売上(任意のひと 月)が前年同月比で50%以上減少している又は連続する3ヶ月の売上合計が 前年同期比30%以上減少している方(資本金10億円以上の大企業を除く)で 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている。  給付額:申請時の直近1ヶ月における支払賃料に基づき算定した給付額(月 額)の6倍 法人600万円以内、個人事業主300万円以内 申請期間:令和3年1月15日まで	○お問い合わせ コールセンター 0120-653-930 受付時間(土日・祝日を含む) 8:30~19:00	<a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html">経済産業省 https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin- kyufu/index.html</a>
事業主	休業支援	子どもの世話をする従業員のために	小学校休業等対応助成金	2月27日から12月31日までの間に、小学校等の臨時休業等で子どもの世話を 行う保護者に有給休暇(労働基準法の年次有給休暇を除く)を取得させる。  助成額:対象労働者1人につき有給休暇の賃金日額(上限は8,330円、4月1日 以降の休暇は15,000円)×有給休暇の日数 申請期間:12月28日まで	○お問い合わせ 相談コールセンター 0120-60-3999 受付時間(土日・祝日を含む) 9:00~21:00 ○申請先 学校等休業助成金・支援金受付センター(地域により異なる)	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html">厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/k you_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html</a>
個人事業主	休業支援	子どもの世話をするフリーランスのため に	小学校休業等対応支援金	2月27日から12月31日までの間に、小学校等の臨時休業等で子どもの世話を 行う保護者が契約していた仕事ができなくなった。  支援額:契約していた仕事ができなくなった日について、1日あたり4,100円(定 額)、4月1日以降7,500円(定額)	○お問い合わせ 相談コールセンター 0120-60-3999 受付時間(土日・祝日を含む) 9:00~21:00 ○申請先 学校等休業助成金・支援金受付センター(地域により異なる)	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html">厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html</a>
事業主	休業支援	従業員(雇用保険加入)の雇用を維持し たい	雇用調整助成金	緊急対応期間(4月1日から12月31日まで) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等が前年同月5%以上減少 し、従業員を一時的に休業させて休業手当(平均賃金6割以上)を支払う。  助成額:平均賃金額×休業手当の支給率×助成率(大企業:2/3or3/4、中小 企業4/5or10/10)×休業延べ日数 (1日1人あたりの上限は15,000円) 教育訓練による加算あり	○お問い合わせ 相談コールセンター 0120-60-3999 受付時間(土日・祝日を含む) 9:00~21:00 ○申請先 都道府県労働局・ハローワーク	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html">厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/k you_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</a>  <a href="https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/">申請受付 https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/ /</a>
事業主	休業支援	従業員(雇用保険加入者以外)の雇用を 維持したい	緊急雇用安定助成金	緊急対応期間(4月1日から12月31日まで) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等が前年同月5%以上減少 し、従業員を一時的に休業させて休業手当(平均賃金6割以上)を支払う。  助成額:平均休業手当額×助成率(大企業:2/3or3/4、中小企業 4/5or10/10)×休業延べ日数 (1日1人あたりの上限は15,000円)	○お問い合わせ 相談コールセンター 0120-60-3999 受付時間(土日・祝日を含む) 9:00~21:00 ○申請先 都道府県労働局・ハローワーク	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html">厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/k you_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</a>  <a href="https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/">申請受付 https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/ /</a>
事業主	休業支援	妊娠中の女性従業員のために	休暇取得支援助成金	5月7日から令和3年1月31日までの間に、医師又は助産師の指導により休業 が必要とされた従業員に有給休暇(労働基準法の年次有給休暇を除く、賃金 相当額の6割以上)を5日以上取得させる。  支援額:対象労働者1人につき有給休暇計5日以上20日未満25万円、以降20 日ごと15万円加算(上限100万円) 20日まで 申請期間:令和3年2月28日まで	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html">厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html</a>
事業主	休業支援	家族を介護する従業員のために	両立支援助成金 (介護離職防止支援コース) 新型コロナウイルス感染症対策特例	4月1日から令和3年3月31日までの間に、介護が必要な家族の世話をを行う従 業員に有給休暇(労働基準法の年次有給休暇、介護休業、介護休暇を除く) を取得させる。  支援額:対象労働者1人につき有給休暇計5日以上10日未満20万円、10日以 上35万円(5人まで)	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html">厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/k you_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</a>
事業主・個人事業主	生活支援	コロナで売上が半減した	持続化給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月~12月のうち売上(任 意のひと月)が前年同月比で50%以上減少している方(資本金10億円以上の 大企業を除く)  給付額:前年の総売上-(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月) 法人200万円以内、個人事業主100万円以内 (ただし、売上の減少分が上限)	コールセンター 0120-279-292 受付時間(土日・祝日を含む) 8:30~19:00	経済産業省HP <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#90">https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#90</a>  申請受付 <a href="https://jizokuka-kyufu.go.jp/">https://jizokuka-kyufu.go.jp/</a>

事業主	経費助成	テレワークを導入したい	働き方改革推進支援助成金 (感染症対策のためのテレワークコース) 2次募集	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業 事業主 要件:テレワーク用通信機器の導入等の取組かつテレワークの実施者が1人以上 事業実施期間:交付決定の日から起算して1か月を経過した日 支給申請期間:12月4日まで	テレワーク相談センター 0570-550348 受付時間(土日・祝日を除く) 9:00~17:00	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouyou_roudou/roudoukiun/jikan/syokubaisikitelework.html">厚生労働省HP</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouyou_roudou/roudoukiun/jikan/syokubaisikitelework.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouyou_roudou/roudoukiun/jikan/syokubaisikitelework.html</a>
事業主	経費助成	従業員に特別休暇をあげたい	働き方改革推進支援助成金 (職場意識改善特例コース)	新型コロナウイルス感染症対策として従業員が利用できる特別休暇の規定を整備する中小企業事業主 要件:新型コロナウイルス対応として就業規則等に労働者が利用できる特別休暇を規定する。 事業実施期間:9月30日まで 支給申請期間:11月16日まで 支給額:補助率3/4(上限額50万円)	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouyou_roudou/roudoukiun/jikan/syokubaisiki.html">厚生労働省HP</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouyou_roudou/roudoukiun/jikan/syokubaisiki.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kyouyou_roudou/roudoukiun/jikan/syokubaisiki.html</a>
事業主	納付猶予	労働保険料の納付が難しくなった	労働保険料の猶予	労働保険料を一時的に納付することが困難になった場合、猶予が認められることがある。	都道府県労働局・労働基準監督署	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000619179.pdf">厚生労働省HP</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000619179.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000619179.pdf</a>
事業主	納付猶予	厚生年金保険料の納付が難しくなった	厚生年金保険料の猶予	厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難になった場合、猶予が認められることがある。	年金事務所	<a href="https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html">日本年金機構HP</a> <a href="https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html">https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html</a>
個人事業主	納付猶予	健康保険料の納付が難しくなった	国民健康保険料等の猶予	国民健康保険料、介護保険料等を納付することが困難になった場合、猶予が認められることがある。	○国民健康保険料 市町村の国民健康保険担当課または国民兼法保険組合 ○後期高齢者医療制度 市町村の後期高齢者医療担当課 ○介護保険料 市町村の介護保険担当課	
個人事業主	生活支援	一時的な生活維持のため貸付を受けたい	緊急小口資金	休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な貸付を必要とする世帯 貸付上限額:学校等の休業、個人事業主等の特例の場合 20万円以内 その他の場合 10万円以内 据置期間:1年以内 償還期限:2年以内 貸付利子:保証人、無利子、不要	○お問い合わせ 相談コールセンター 0120-46-1999 受付時間(土日・祝日を含む) 9:00~21:00 ○申請先 市町村社会福祉協議会	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10777.html">厚生労働省HP</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10777.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10777.html</a>
個人事業主	生活支援	生活再建のために必要な貸付を受けたい	総合支援資金	収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 貸付上限額:二人以上 月20万円以内、単身 月15万円以内 貸付期間:原則:3月以内 据置期間:1年以内 償還期限:10年以内 貸付利子:保証人、無利子、不要	○お問い合わせ 相談コールセンター 0120-46-1999 受付時間(土日・祝日を含む) 9:00~21:00 ○申請先 市町村社会福祉協議会	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10777.html">厚生労働省HP</a> <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10777.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10777.html</a>